

令和7年度
第2回

不登校対応校内分教室 保護者説明会

不登校対応校内分教室

- 1 不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、ゆとりある生活時程・時間割、少人数の学級で柔軟な対応と支援を行います。
- 2 生徒は神田一橋中学校への入学（転学）が必要です。正規の教員が担任になり、授業や支援を行います。本校の他の教員や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も支援を行います。

本教室の設置の目的

①不登校生徒の登校日数の増加

→不登校対応校内分教室に在籍する生徒の登校する日数が、通常学級に在籍して頃と比較して増加するようにする。

②学習内容の定着

→生徒一人一人の学習状況に応じて、学習内容はもちろんのこと、個別学習やグループ学習等、学習形態についても柔軟に対応する。

③学校内外の機関等や教職員による相談・指導等を受けていない生徒の解消

→不登校対応校内分教室に在籍する生徒を含む、設置校全体の不登校生徒が専門機関等や教職員と関わるができるようにする。

対象となる生徒

- 1 千代田区在住の小学校6年生の児童及び中学校の生徒で次のいずれかに該当する児童・生徒。
 - ①年間30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校することが難しい生徒。
 - ②欠席が30日未満であっても断続的な不登校または不登校の傾向がみられる生徒。
- 2 上記の①②のいずれかに該当する児童・生徒で令和8年度に神田一橋中学校に進学（転学）の意思があり、不登校対応校内分教室において6割以上の出席を目指す児童・生徒。

学習・生活

指導においては設置校の教育課程に基づき、ゆとりある生活時程を実現します。※実際の時程は現在、検討中

		不登校対応校内分教室				
	時程	月	火	水	木	金
登校	～9:30	★	★	★	★	★
学活	9:35～9:45	★	★	★	★	★
1校時	9:50～10:40	○	○	○	○	○
2校時	10:50～11:40	○	○	○	○	○
3校時	11:50～12:40	○	○	○	○	○
給食	12:50～13:10	★	★	★	★	★
昼休み	13:10～13:30	★	★	★	★	★
4校時	13:35～14:25	○	○	○	○	○
学活	14:30～14:40	★	★	★	★	★
下校	14:45～	★	★	★	★	★

○→授業 ★→授業以外の時間

- ◆生徒の登校や学習意欲を高めるために、音楽、美術、保健体育、技術・家庭等の学習においてゲストティーチャーを招聘し、体験的な活動を多く取り入れていく予定です。
- ◆登校が難しい場合は、オンライン会議システムを活用して授業に参加できるようにします。
- ◆「個人学習スペース」「協働学習スペース」「リフレッシュスペース」を設置する等「学びの選択」「活動の選択」ができるようにします。

学習・生活

- (1) 不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるゆとりある生活時程・時間割を作成し、不登校生徒の実態に応じた支援を行うよう配慮します。
- (2) 在籍は不登校対応校内分教室になりますが、通常の学級の名簿にも記載し、希望がある場合は当該学級の授業を受けることができます。
- (3) 同学年における不登校対応校内分教室以外の通常学級の学校行事、部活動についても生徒及び保護者の要望があれば設置校長の判断により参加できます。
- (4) 不登校対応校内分教室では、通常、1学年ごとに授業を行うことを基本としますが、設置校長の判断により、複数学年合同の授業を行うことができます。

学習・生活

- (5) 神田一橋中学校の年間指導計画に準じた学習を行います。
- (6) 学年にとらわれず、生徒の学習状況に応じ、習熟度別学習や複数学年合同での授業を行うこともあります。
- (7) 生徒の実態に応じてオンラインにて授業に参加することができます。なお、その場合は出席扱いとします。
- (8) 評価・評定については学習指導要領を踏まえて作成された設置校の教育課程に基づき指導と評価を行います。

入級審査

- (1) 体験期間中、オンライン対応も含めおおよそ6割以上参加していることとします。ここでいう「参加」とは、1日のうち1時限でも参加できた場合とします。
※令和8年度4月入級の新1年生および神田一橋中学校在籍の新2・3年生はこの限りではありません。
- (2) 生徒、保護者ともに不登校対応校内分教室に入級することを同意していることとします。
- (3) 生徒が通学に対して意欲的であり、学習に取り組むことができることとします。
- (4) 原則、自力で通学が可能なこととします。(通学方法は、設置校長が定める) なお、特別な支援を必要とする生徒は、不登校対応校内分教室において自立活動等の特別な支援が十分に受けられないことを保護者が了承した上で、審査会にて認められた場合は入級できるものとします。
- (5) 令和8年度は不登校対応校内分教室の新規設置のため、4月入級は神田一橋中学校に入学する新1年生及び神田一橋中学校に現在、在籍している新2・3年生とします。令和9年度の4月入級対象者については令和8年度内に設置校長と教育委員会で協議して決定します。
- (6) 原則、入級した際は特別な場合を除いて卒業まで本学級に在籍します。

退級審査

- (1) 保護者は、設置校長に退級希望を伝え、面談します。
- (2) 保護者は、不登校対応校内分教室退級届を設置校長に提出し、設置校長は、保護者からご提出された校内別室学級退級届を区市町村教育委員会に送付し、報告します。
- (3) 区市町村教育委員会は、審査会を開催します。
- (4) 区市町村教育委員会は、不登校対応校内分教室退級決定通知書を保護者に送付します。
- (5) 設置校以外の学区域に居住している生徒については、設置校及び旧在籍校（又は転出先の学校）が通常どおりの転出入の処理を行います。
- (6) 退級審査後に復帰する学級については、退級審査会において、当該生徒本人の意向及び当該生徒のこれまでの不登校になった経緯や現状、今後の生活を総合的に判断し、復帰する学級を決定します。

新1年生

	時期	入級の流れ
1	11月6日(木)	教育委員会(指導課)は第1回保護者説明会を開催します。
2	11月12日(水) ×切	保護者は在籍校に入級希望を伝え、学校長と面談します。 保護者は「令和8年度入学区立中学校選択について」を教育委員会(学務課)に提出します。 保護者は不登校対応校内分教室入級申請書を教育委員会(指導課)に提出します。
3	12月18日(木)	教育委員会(指導課)は第2回保護者説明会を開催します。
4	1月上旬	教育委員会(指導課)は入級審査を実施します。
5	1月下旬	教育委員会(指導課)は入級決定通知を保護者に送付します。 教育委員会(学務課)は入学通知を保護者に送付します。
6	2月24日(火)	神田一橋中学校入級者向け保護者会説明会を開催します。
7	4月	不登校対応校内分教室に入級します。

神田一橋中学校在籍の新2・3年生

	時期	入級の流れ
1	11月6日(木)	教育委員会(指導課)は第1回保護者説明会を開催します。
2	12月18日(木)	教育委員会(指導課)は第2回保護者説明会を開催します。
3	12月下旬まで	保護者は神田一橋中学校に入級希望を伝え、学校長と面談します。 保護者は不登校対応校内分教室入級申請書を教育委員会(指導課)に提出します。
4	1月上旬	教育委員会(指導課)は入級審査を実施します。
5	1月下旬	教育委員会(指導課)は入級決定通知を保護者に送付します。
6	2月24日(火)	神田一橋中学校入級者向け保護者会説明会を開催します。
7	4月	不登校対応校内分教室に入級します。

神田一橋中学校以外の中学校に在籍の新2・3年生

	時期	入級の流れ
1	11月6日(木)	教育委員会(指導課)は第1回保護者説明会を開催します。
2	12月18日(木)	教育委員会(指導課)は第2回保護者説明会を開催します。
3	4月上旬	保護者は在籍校に体験入級希望を伝え、学校長と面談します。 保護者は不登校対応校内分教室体験入級申請書を教育委員会(指導課)に提出します。
4	4月下旬	当該生徒は神田一橋中学校 不登校対応校内分教室の見学及び体験入級を約2週間行います。
5	5月上旬	不登校対応校内分教室に入級希望の場合、保護者は在籍校に入級希望を伝え、学校長と面談します。 保護者は不登校対応校内分教室入級申請書を教育委員会(指導課)に提出します。
6	5月中旬	教育委員会(指導課)は入級審査を実施します。
7	5月下旬	教育委員会(指導課)は入級決定通知を保護者に送付します。 教育委員会(学務課)、在籍校及び神田一橋中学校は通常通りの転出入の手続きを行います。
8	6月上旬	不登校対応校内分教室に入級します。

※体験入級期間は2週間程度とします。各日最低1時限以上行うこととし、日程については連続する必要はありません。ただし、設置校長の判断により、変更することができます。

※体験入級中の出欠席の取扱いについては、在籍校長が判断しますが、出席停止等の扱いをするなどの配慮を行います。

神田一橋中学校入級者向け保護者説明会

日程：令和8年2月24日（火）

場所：千代田区立神田一橋中学校

〒101-0003

千代田区一ツ橋2-6-14

※時間等の詳細については現在、検討中のため後日、お知らせ
します。